

豊岡市指名停止基準

(指名停止)

第1条 市長は、入札参加資格者(注1)が別表第1及び別表第2の各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各号に定めるところにより期間を定め、指名停止(注2)を行うものとする。

2 契約担当者(注3)は、建設工事、調査委託、製造の請負及び物品の購入等(以下「工事等」という。)の契約のため、指名を行うに際し、前項の指名停止を受けている入札参加資格者を指名してはならない。

また、指名停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第2条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人と同期間の指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体と同期間の指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止と同期間の指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3条 入札参加資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長い期間を適用する。

2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表各号に定める期間の2倍の期間とする。ただし、通算して2年を限度とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第4号まで又は第5号から第6号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4号ま

で又は第5号から第6号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 市長は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるときは、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間を当該適用期間の2分の1に短縮することができる。
- 4 市長は、入札参加資格者について、極めて悪質な事由があるとき、又は極めて重大な結果を生じさせたときは、別表各号及び第1項の規定による指名停止の期間を当該適用期間の2倍に延長することができる。ただし、通算して2年を限度する。
- 5 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、2分の1又は2倍に当該指名停止期間を変更することができる。ただし、通算して2年を限度する。
- 6 市長は、指名停止期間中の入札参加資格者が、当該事案について、責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第4条 市長は、第1条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、入札参加資格者等が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当する場合（第3条第2項の規定に該当する場合を除く。）の指名停止の期間は、当該各号の規定により算出した期間とする。ただし、通算して2年を限度とする。

- （1） 談合情報を得た場合、又は市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、入札参加資格者等契約権限を有する者から、当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号（1）、（5）又は第6号（1）のいずれかに該当したとき 当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間
- （2） 別表第2第5号に該当する入札参加資格者又はその使用人について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号の規定に該当する場合を除く。）。当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間
- （3） 別表第2第5号に該当する入札参加資格者又はその使用人について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき（前2号の規定に該当する場合を除く。）。

当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり若しくはあったことが明らかになった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第5号に該当する入札参加資格者又はその使用人に悪質な事由（注16）があるとき（第1号から前号までの規定に該当する場合を除く。）。当該措置要件に定める指名停止期間に1月を加算して得た期間

(5) 市若しくは他の公共団体等の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号に該当する入札参加資格者又はその使用人に悪質な事由（注16）があるとき（第1号の規定に該当する場合を除く。）。当該措置要件に定める指名停止期間に1月を加算して得た期間

2 市長は、別表第2第5号に該当する入札参加資格者について、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、当該措置要件に定める指名停止期間を2分の1に短縮することができる。

（指名停止等の通知）

第5条 市長は、第1条第1項若しくは第2条各号の規定により指名停止を行い、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をした場合において、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。

（随意契約の相手方の制限）

第6条 契約担当者は、指名停止期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第7条 契約担当者は、指名停止の期間中の入札参加資格者が当該地方公共団体発注工事等を下請し、又は完成保証人となることを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に対する措置）

第8条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(運用項目)

第9条 市長は、この基準を施行するため、必要な事項を別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の適用の日の前日までに、合併前の豊岡市指名停止基準（平成9年豊岡市制定）、城崎町入札参加者審査会運営要綱（昭和60年城崎町制定）（指名停止に係る規定に限る。）、日高町指名停止基準（平成15年日高町制定）、出石町指名停止基準（平成12年出石町告示第7号）又は但東町指名停止基準（平成9年但東町制定）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの基準の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この基準は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行前にした行為に対してなされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載)	
1 市の発注する工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6 箇月
(過失による粗雑工事等)	
2 市発注工事等の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から
(1) 会計検査院又は監査委員に文書指摘されたとき。	3 箇月
(2) 会計検査院又は監査委員に指摘され議会に報告されたとき（注4）。	3 箇月
(3) 工事成績が不良なとき。	1 箇月
3 市発注以外の県内公共工事等（注5）の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 会計検査院又は監査委員に文書指摘されたとき。	2 箇月
(2) 会計検査院又は監査委員に指摘され、議会に報告されたとき。	2 箇月
(契約違反)	
4 市発注工事等の施工等に当たり、第2号に掲げる場合のほか、契約に違反し工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 2 箇月以上の履行遅滞があったとき。	3 箇月
(2) 1 箇月以上2 箇月未満の履行遅滞があったとき。	2 箇月
(3) 1 箇月未満の履行遅滞があったとき。	1 箇月
(4) 工事の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。	
ア 公害及び危険防止対策が不良のとき。	3 箇月
イ 工程管理、資材管理若しくは労務管理が不良であるとき、又は監督員若しくは検査員の指示に従わないとき。	1 箇月
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 死亡者を生じさせたとき。	6 箇月
(2) 負傷者を生じさせ又は損害を与えたとき。	3 箇月
(3) 火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。	6 箇月
6 県内の工事等で市発注工事等以外の工事等（以下「一般工事等」（注6）という。）の施工等に当たり安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 死亡者を生じさせたとき。	3 箇月
(2) 負傷者を生じさせ又は損害を与えたとき。	2 箇月

(3) 火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。	3 箇月
7 近畿（注 7）内の一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該工事が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 死亡者を生じさせたとき。	2 箇月
(2) 負傷者を生じさせ又は損害を与えたとき。	1 箇月
(3) 火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。	2 箇月
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)	
8 市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 死亡者を生じさせたとき。	2 箇月
(2) 重傷者（注 8）を生じさせたとき。	1 箇月
9 県内の一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 死亡者を生じさせたとき。	1 箇月
(2) 重傷者を生じさせたとき。	1 箇月
10 近畿内の公共工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に多数の死亡者を出し、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 箇月

別表第2 不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
1 入札参加者又はその使用人が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	逮捕、書類送検又は起訴を知った日から 12箇月
2 前号に掲げる者が県内の他の公共機関（注9）の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	9 箇月
3 第1号に掲げる者が近畿内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6 箇月
4 第1号に掲げる者が近畿以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6 箇月
(独占禁止法違反行為)	
5 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 市発注工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき、若しくは違反行為の事実を公正取引委員会から公表されたとき。	12箇月
(2) 県内の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき、若しくは違反行為の事実を公正取引委員会から公表されたとき。	8 箇月
(3) 近畿内の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき、若しくは違反行為の事実を公正取引委員会から公表されたとき。	4 箇月
(4) 近畿外の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき、若しくは違反行為の事実を公正取引委員会から公表されたとき。	4 箇月
(5) 市発注工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。	18箇月
(6) 県内の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。	12箇月
(7) 近畿内の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。	6 箇月
(8) 近畿外の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。	6 箇月
(競売入札妨害又は談合)	
6 入札参加資格者又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	逮捕、書類送検又は起訴を知った日から
(1) 市発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	12箇月
(2) 県内の一般工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	9 箇月
(3) 近畿内の一般工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6 箇月

(4) 近畿外の一般工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6 箇月
(補助金の不正受給を目的とした不正行為)	
7 業務に関し、入札参加資格者等が、補助金等（注13）の不正受給を目的とした不正行為により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）第29条若しくは第30条又は詐欺罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	逮捕、書類送検又は起訴を知った日から
(1) 市の補助事業等（注14）または間接補助事業等（注15）（以下「補助事業等」という。）に関し「補助金等適正化法」第29条若しくは第30条又は詐欺罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	12箇月
(2) 県内の市町の補助事業等に関し「補助金等適正化法」第29条若しくは第30条又は詐欺罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	9 箇月
(3) 近畿内の自治体の補助事業等に関し「補助金等適正化法」第29条若しくは第30条又は詐欺罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6 箇月
(4) 近畿外の自治体の補助事業等に関し「補助金等適正化法」第29条若しくは第30条又は詐欺罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3 箇月
(暴力団関係)	
8 入札参加資格者に関し、警察から次の情報があったとき。	当該認定をした日から
(1) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む。）しているとき。	12箇月以上その事実がなくなったことが明らかとなったときまで
(2) 暴力団員を相当の責任の地位にある者（注10）として使用し、又は代理人として選任しているとき。	6 箇月以上その事実がなくなったことが明らかとなったときまで
(3) 入札参加資格者又はその役員その他相当の責任の地位にある者が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団員の威力を利用したことが明らかになったとき。	6 箇月以上その事実がなくなったことが明らかとなったときまで
(4) 入札参加資格者又はその役員その他相当の責任の地位にある者が、暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図ったとき。	3 箇月以上その事実がなくなったことが明らかとなったときまで
(5) 入札参加資格者又はその役員その他相当の責任にある者が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難される関係を有していると認められるとき。	6 箇月以上その事実がなくなったことが明らかとなったときまで

(建設業法違反行為)		
9 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。		当該認定をした日から
(1) 入札参加資格者等が、建設業法違反の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。		
① 市発注に係る建設工事に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	9 箇月	
② 県内の一般工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	8 箇月	
③ 近畿内の一般工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6 箇月	
④ 近畿外の一般工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3 箇月	
(2) 入札参加資格者が、建設業法第28条及び第29条の規定により建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。		
① 市発注に係る建設工事に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。	6 箇月	
② 県内の一般工事等に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。	5 箇月	
③ 近畿内の一般工事等に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。	3 箇月	
④ 近畿外の一般工事等に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。	3 箇月	
(3) 入札参加資格者が、建設業法第28条の規定により、指示処分を受けたとき。		
① 市発注に係る建設工事等に関し、指示処分を受けたとき。	3 箇月	
② 県内の一般工事等に関し、指示処分を受けたとき。	2 箇月	
③ 近畿内の一般工事等に関し、指示処分を受けたとき。	1 箇月	
④ 近畿外の一般工事等に関し、指示処分を受けたとき。	1 箇月	
(不正又は不誠実な行為)		
10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。		当該認定をした日から
(1) 入札参加資格者又はその役員その他相当の責任の地位にある者が暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。		
① 市発注工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	9 箇月	
② 県内の一般工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	8 箇月	
③ 近畿内の一般工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6 箇月	
④ 近畿外の一般工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3 箇月	
(2) その他の使用人が暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。		

① 市発注工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6 箇月
② 県内の一般工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	5 箇月
③ 近畿内の一般工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3 箇月
(3) 入札参加資格者又はその使用人が業務に関し、脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3 箇月
(4) 入札参加資格者又はその使用人が業務関連法令（注11）に重大な違反（注12）をしたとき。	
① 市発注工事等において、上記法令に重大な違反をしたとき。	3 箇月
② 県内の一般工事等において、上記法令等に重大な違反をしたとき。	2 箇月
③ 近畿内の一般工事等において、上記法令等に重大な違反をしたとき。	1 箇月
④ 近畿外の一般工事等において、上記法令等に重大な違反をしたとき。	1 箇月
(5) 入札参加資格者又はその使用人が自動車の保管場所の確保等に関する法律違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
① 県内において、上記の法律違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	2 箇月
② 近畿内において、上記の法律違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	1 箇月
(その他)	
11 入札参加資格者又はその役員（以下「役員等」という。）に重大な反社会的行為があり、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき等指名停止を必要とする場合。	当該認定をした日から
(1) 役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告されたとき。	3 箇月
(2) 入札参加資格者が金融機関から取引停止となったとき。	取引再開まで
(3) 入札参加資格者又はその使用人が、市発注工事等の指名競争入札で正当な理由なく入札に参加しなかったとき。	1 箇月
(4) 入札参加資格者又はその使用人が、競争入札に際し、担当職員の指示に従わなかったとき。	1 箇月
(5) 入札参加資格者又はその使用人が、低入札価格調査に関し不誠実な行為をしたとき。	3 箇月
(6) 受注者又はその下請業者が暴力団員等から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注者への報告を怠り、又は警察に届けなかったとき。	3 箇月以上
(7) その他指名停止の措置を必要と認めたとき。	指名停止の決定があった日から12箇月以内

（注1） 入札参加資格者とは、市が発注する工事又は製造の請負、物件の買入れ等の指名

競争入札に参加する者として登録されているものをいう。

(注2) 指名停止とは、一定の要件に該当するため、建設工事等を受注させるにふさわしくない入札参加資格者について、市長が契約担当者に対し、一定の期間、指名の対象外とすることを定める措置をいう。

(注3) 契約担当者とは、支出負担行為担当者、契約担当者等、工事等の契約を締結する事務を行う者で市に所属するものをいう。

(注4) 文書指摘された後に、議会に報告された場合は、別件として指名停止を行う。

(注5) 公共工事等とは、国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する工事等をいう。

(注6) 一般工事等とは、市発注以外の公共工事及び民間工事等をいう。

(注7) 近畿とは、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県及び和歌山県の区域をいうが、市長の判断により隣接府県等を含めることができるものとする。

(注8) 重傷者とは、治療30日以上の上害をいう。

(注9) 公共機関とは、贈賄罪が成立するすべての機関（国の機関、地方公共団体、公社、公団等）をいう。

(注10) 相当の責任の地位にある者とは、役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人のことをいう。

(注11) 業務関連法令とは、次のものをいう。

- ① 労働基準法、労働安全衛生法等の労働者使用関連法令
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、騒音規制法等の環境保全関連法令
- ③ 建築基準法等の建築関連法令
- ④ 刑法、道路交通法等の業務に関する規定

(注12) 重大な違反とは、当該法令違反により逮捕、書類送検、起訴されたとき又は監督官庁から処分を受けた場合等をいう。

(注13) 補助金等とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項規定されるもの又は、地方自治法第232条の2に基づく現金的給付をいう。

(注14) 補助事業等とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(注15) 間接補助事業等とは、国以外のものが国から補助金等の交付を受け、それを財源として交付する給付金の対象となる事務又は事業をいう。

(注16) 悪質な事由があるときは、当該発注者に対して入札参加資格者が不正行為の働きかけを行った場合等をいう。